

令和3年3月30日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 日本光電工業株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市中央区難波2丁目2番3号
2. 指名停止措置期間 : 令和3年3月30日から令和3年5月29日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

日本光電工業(株)の営業所長ほか2名は、令和元年8月、国立大学法人三重大学医学部附属病院の医療機器納入の一般競争入札をめくり、同病院の元教授らが日本光電工業(株)が確実に受注できるように便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める一般社団法人の口座に現金200万円を振り込んだ疑いがあるとして、令和3年1月6日、贈賄容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である日本光電工業(株)の営業所長ほか2名が逮捕ことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号ロ(下記参照)に該当する。(物品の有資格業者も本要領を準用する)よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138